2-3 特定の団地における設備

(1) 15階建以上の高層アパート

15階建以上の高層アパートには、一般の住宅とは異なった設備や制限があります。

ア 対象となる高層アパート

(ア) 平成7年以前完成のアパート

佃二丁目アパート (3号棟)・飯田橋二丁目アパート・浮間一丁目第3アパート・港南 三丁目アパート・横川五丁目第2アパート (1号棟)

(イ) 平成8年以降完成のアパート

東四つ木四丁目アパート・東雲二丁目第2アパート・港南四丁目第2アパート・港南四丁目第3アパート(4号棟)・百人町三丁目アパート(2号棟)・町屋五丁目第3アパート・横川 五丁目第2アパート(4号棟)・南千住四丁目アパート・潮見一丁目アパート・勝どき一丁目 アパート(1号棟)・桐ヶ丘一丁目アパート(3号棟・27号棟)・北青山三丁目アパート

イ ガス設備

(ア) 平成8年以降完成のアパートには、ガスコンロ (ドロップインコンロ) が設置してあります。(それ以外のアパートはみなさんの負担で設置してください。)

器具の使用方法等は、開栓時にガス会社の職員から説明してもらってください。また、 ガスコンロ使用時には、必ずレンジフードファンを運転してください。

(イ) ガス炊飯器、ガスストーブ、石油ストーブの使用は禁止されています。これに代わる ものとして電気炊飯器、エアコン、温水暖房用放熱器等を使用してください。

ウ 給湯・暖房・乾燥設備

- (ア)屋外に設置されている給湯暖房機により、浴室・台所・洗面所へ給湯します。
- (イ)壁に取り付けてある「温水コンセント」を使用して暖房する場合には、温水暖房用放 熱器が必要になります。(機器はみなさんの負担で設置してください。)詳しくはガス会 社にお問い合わせください。(北青山三丁目アパートを除く)
- (ウ) 平成8年以降完成のアパートには浴室に乾燥機が設置されています。

工 防災設備

- (ア) 消火設備、自動火災報知設備が設置されています。
- (イ) スプリンクラーが設置されているアパートもありますので、散水ヘッドを破損しないように注意してください(建物の用途により、全階設置の場合もあります)。
- (ウ) 防災センター又は中央管理室では、昼夜、設備の監視・点検・維持管理を行っており、 火災や故障に迅速に対応するようにしています。

才 航空障害灯

航空法に基づき、夜間常時点灯する航空障害灯が設置されている階があります。

カ バルコニーの使用の制限

落下物が事故に結びつく危険性が高いため、居住している階に関係なく、次のことは絶対 にしないでください。

- ・ バルコニー手摺より高い位置に洗濯物を干すこと
- ・ バルコニー手摺の外側にはみ出して、寝具、敷物、洗濯物を干すこと
- ・ バルコニー手摺に各種アンテナ(衛星放送受信用・無線用等)を設置すること など これ以外にも、ものが落ちないよう注意しましょう。

(2) 台場一丁目地区

- (ア) ガスストーブ、石油ストーブは使用できません。暖房時には、エアコン又は温水暖房 用放熱器を使用してください。(機器はみなさんの負担で設置してください。)温水暖房 用放熱器については、ガス会社にお問い合わせください。
- (イ)トイレの洗浄水は有明処理場での再生水のため、非常時等の飲料水としては使用できません。
- (ウ) 温水洗浄便座等を設置するときには、上水道の給水管から分水してください。
- (エ) 景観保持等の理由から、バルコニー手摺より高い位置に洗濯物を干すことや、窓枠やバルコニー手摺の外側にはみ出して、寝具、敷物、洗濯物を干すことなどをしないでください。 浴室に乾燥機が設置されていますので、こちらもご利用ください。

(3) 南青山一丁目アパート(合築棟)

南青山一丁目アパート(合築棟)は、民間賃貸住宅等と一体的に建設した建物のため、建物の区分所有等に関する法律に基づく管理規約を定めています。

都営住宅にお住まいのみなさんにもこの規約を守っていただくことになりますので、一般の 都営住宅で守っていただくこと以外に次のことを守ってください。

- (ア)暖房のために、石油・プロパンガス・石炭・木炭等の燃料を使用しないでください。
- (イ) バルコニー手摺の外側にはみ出して、寝具、敷物、洗濯物等を干さないでください。

(4) その他

ア 地域給湯

給湯施設がある団地(光が丘アパート、八潮五丁目アパート)については、台所、洗面 所、浴室の蛇口からお湯が出ます。

なお、給湯に伴う熱使用料金は、みなさんと東京熱供給(株)との契約により別に支払 うことになります。

イ 有線情報システム

この装置が設置されている団地では、エレベーター、その他の設備を昼夜監視し、故障 に迅速に対応します。

この装置を維持管理するために費用がかかりますので、東京都に共益費を支払っていただくことになります。

ウ パラボラアンテナ等

落下する危険性があるため、バルコニー手摺に各種アンテナ(衛星放送受信用・無線用等)

を設置しないでください。

エ 多摩テレビ

多摩ニュータウン地区では、有線テレビ放送設備を利用していただくことになります。 このためテレビを受信する方は、各自で(株)多摩テレビと契約して利用料を支払って いただくことになります。